



平成23年4月27日

各 位

会 社 名 株式会社 山陰合同銀行  
代 表 者 名 取締役頭取 古 瀬 誠  
コ ー ド 番 号 8 3 8 1 東証第1部  
問 合 せ 先 取締役経営企画部長 青山 隆一  
(TEL 0852-55-1000)

## 株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の行使条件変更に関するお知らせ

当行は、本日付「執行役員制度導入のお知らせ」にて公表しました執行役員制度の導入に伴い、平成23年4月27日開催の取締役会において、過去にストック・オプションとして発行した新株予約権の行使条件の一部を変更することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

### 1. 変更理由

本日発表の執行役員制度の導入に伴い、必要事項を変更するものです。

### 2. 行使条件を変更する新株予約権

- (1) 平成20年6月26日開催の取締役会決議により発行された第1回新株予約権
- (2) 平成21年6月24日開催の取締役会決議により発行された第2回新株予約権
- (3) 平成22年6月24日開催の取締役会決議により発行された第3回新株予約権

### 3. 変更内容

変更前	変更後
新株予約権の行使の条件 (1) 新株予約権者は、当行の取締役および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り新株予約権を行使できるものとする。 (2) 新株予約権者が新株予約権の割当日から1年以内に取締役または監査役を辞任した場合は、割り当てられた新株予約権の個数に、割当日からの在任月数を12カ月で除した割合を乗じた個数まで行使でき、これを超える新株予約権は行使できないものとする。	新株予約権の行使の条件 (1) 新株予約権者は、当行の <u>取締役、監査役および執行役員</u> のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り新株予約権を行使できるものとする。 (2) 新株予約権者が新株予約権の割当日から1年以内に <u>取締役、監査役または執行役員</u> を辞任した場合は、割り当てられた新株予約権の個数に、割当日からの在任月数を12カ月で除した割合を乗じた個数まで行使でき、これを超える新株予約権は行使できないものとする。

変更前	変更後
<p>(3) 以下の事由に該当する場合には、新株予約権者は、新株予約権を行使できないものとする。</p> <p>A. 新株予約権者が当行の取締役または監査役を解任された場合。</p> <p>( 以下、省略 )</p>	<p>(3) 以下の事由に該当する場合には、新株予約権者は、新株予約権を行使できないものとする。</p> <p>A. 新株予約権者が当行の<u>取締役、監査役</u>または<u>執行役員</u>を解任された場合。</p> <p>( 以下、省略 )</p>

※ 行使条件の変更内容は、各回号すべて共通です。

以 上

本件に関するお問合せは下記にお願いします。

経営企画部 企画グループ 安田 TEL (0852) 55-1000 (内線 1014)